

第III章 介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態 に関するアンケート調査

1. 調査の目的

介護老人保健施設が、社会的責任を認識し、地域社会に一層役立つために、どのような制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、介護老人保健施設の現状と課題を把握することを目的とし、介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態に関するアンケート調査を実施した。

2. 調査方法

調査は平成20年2月の3週間に行い、全国老人保健施設協会会員施設3,290施設に対して調査票を送付し、最終的な回答施設数は1,066施設、回収率は32.4%であった。

調査結果は、Microsoft Excel、SPSS等によって解析を行った。

3. 収集された施設の概要

(1) 所在地

収集された施設について、その所在地を都道府県別に見てみると、最も収集が多かった都道府県は東京都が49施設(4.6%)で、次に神奈川県が45施設(4.2%)、大阪府が43施設(4.0%)、福岡県が40施設(3.8%)、愛知県が40施設(3.8%)、兵庫県が36施設(3.4%)、広島県が36施設(3.4%)と続いた。

表 III-1. 収集された施設の所在地(都道府県別)

N		%		N		%	
北海道	35	3.3	滋賀県	11	1.0		
青森県	13	1.2	京都府	22	2.1		
岩手県	26	2.4	大阪府	43	4.0		
宮城県	15	1.4	兵庫県	36	3.4		
秋田県	5	0.5	奈良県	14	1.3		
山形県	8	0.8	和歌山県	7	0.7		
福島県	17	1.6	鳥取県	11	1.0		
茨城県	17	1.6	島根県	17	1.6		
栃木県	15	1.4	岡山県	15	1.4		
群馬県	20	1.9	広島県	36	3.4		
埼玉県	34	3.2	山口県	16	1.5		
千葉県	26	2.4	徳島県	14	1.3		
東京都	49	4.6	香川県	14	1.3		
神奈川県	45	4.2	愛媛県	25	2.3		
新潟県	32	3.0	高知県	11	1.0		
富山県	10	0.9	福岡県	40	3.8		
石川県	10	0.9	佐賀県	6	0.6		
福井県	17	1.6	長崎県	14	1.3		
山梨県	11	1.0	熊本県	25	2.3		
長野県	22	2.1	大分県	14	1.3		
岐阜県	24	2.3	宮崎県	9	0.8		
静岡県	19	1.8	鹿児島県	17	1.6		
愛知県	40	3.8	沖縄県	9	0.8		
三重県	14	1.3	未回答	116	10.9		
			合計	1066	100		

(2) 所在市町村の人口

収集された施設の所在市町村の人口について、「30万人以上」が最も多く283名(26.5%)、次に「5万人未満」が241名(22.6%)、「10万～30万人未満」209名(19.6%)、「5万～10万人未満」170名(15.9%)、「未回答」158名(14.8%)、「不明」5名(0.5%)の順になっていた。

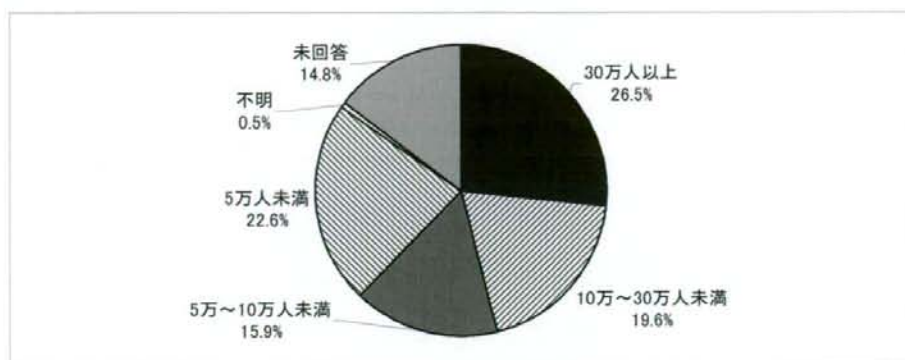


図 III-1. 施設の所在市町村の人口

(3) 施設の法人格

収集された施設の法人格については、「医療法人」が最も多く684名(64.4%)、次に「社会福祉法人」173名(16.3%)、「不明」87名(8.2%)、「社団・財団法人(民法法人)」53名(5.0%)、「地方公共団体(都道府県・市町村)」33名(3.1%)、「その他」19名(1.8%)、「公的・社会保険関係団体」13名(1.2%)と続いた。

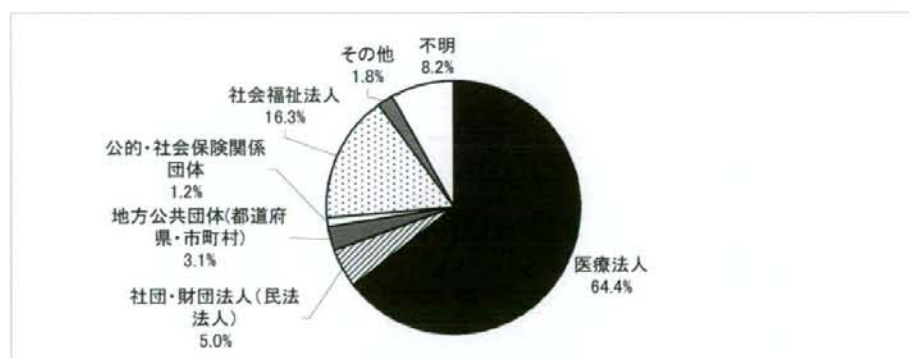


図 III-2. 施設の法人格

4. 老人保健施設の機能について

(1) 長期入所者の増加について

長期入所者の増加について、どのように考えているかについては、「長期化することを全面的に認めるべきだ」が最も多く 345 名 (32.4%)、次に、「介護老人保険施設の待機者が多くやむを得ない」が 310 名 (29.1%)、「長期入所を積極的に認めるべきでない」235 名 (22.0%)、「比較的短期間 (6 か月以内) を報酬上抑制すべきだ」17 名 (1.6%)、「その他」123 名 (11.5%)、「未回答」36 名 (3.4%) とつづき、「長期化を認める」もしくは、「長期化がやむを得ない」という長期化を肯定する意見が約 6 割を超えていることが明らかになった。

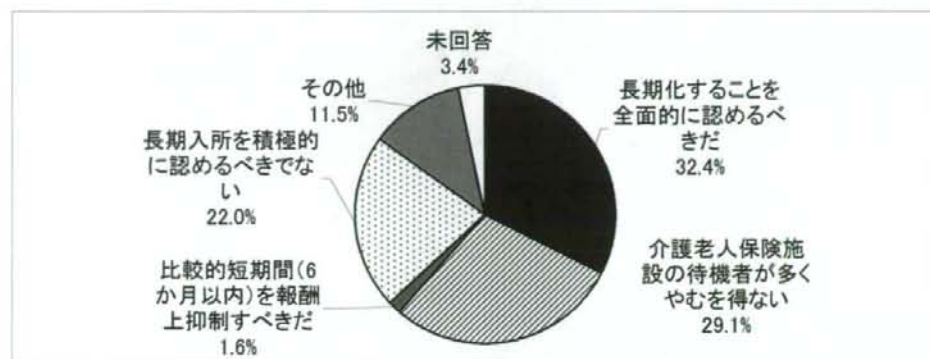


図 III-3. 長期入所者の増加について

(2) リハスタッフ (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) の配置について

入所者 100 人あたりに、リハビリテーション職員を何人配置する必要があるかについては、「3人以上」が最も多く 305 名 (28.6%)、次に「2人以上」が 218 名 (20.5%)、「4人以上」が 207 名 (19.4%)、「5人以上」が 175 名 (16.4%)、「6人以上」が 81 名 (7.6%)、「1人以上」が 37 名 (3.5%)、「未回答」が 23 名 (2.2%)、「その他」が 20 名 (1.9%) となっていた。

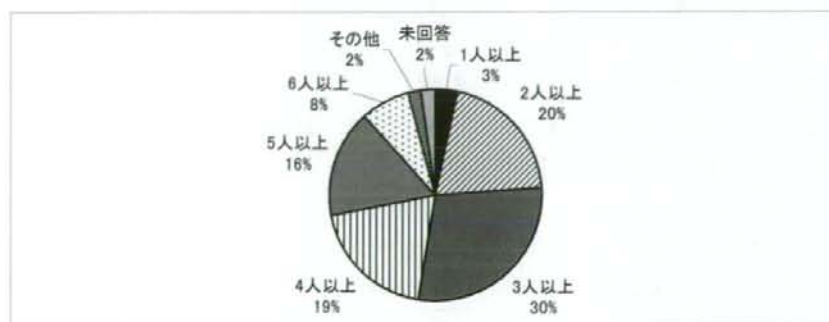


図 III-4. リハスタッフ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の配置

(3) 老健施設で取り扱う医療（医療外出し論）について

介護保険の給付範囲とされている老健施設で取り扱う医療について、医療保険で給付し、医学的指導管理を介護保険で給付すればよい（医療外出し論）とすることについては、「賛成」が最も多く 551 名（51.7%）、「どちらかという賛成」が 254 名（23.8%）、「どちらかともいえない」が 119 名（11.2%）、「反対」が 50 名（4.7%）、「どちらかという反対」が 49 名（4.6%）、「その他」が 23 名（2.2%）、「未回答」が 20 名（1.9%）とつづき、約 7 割以上が賛成であることがわかった。

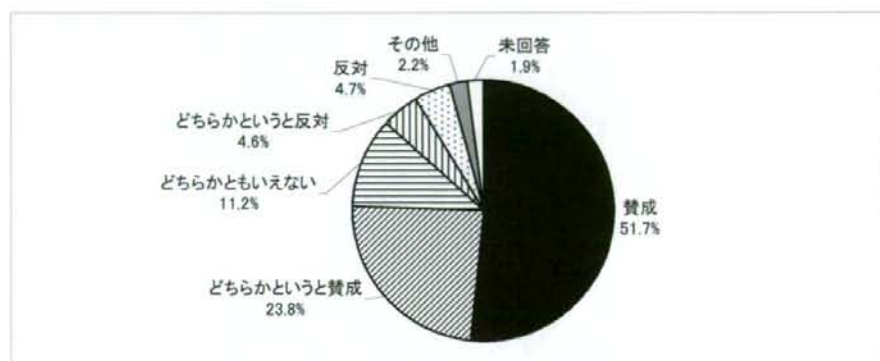


図 III-5. 老健施設で取り扱う医療（医療外出し論）について

5. 介護サービス事業経営への意識について

(1) 施設における「コンプライアンス経営」

貴施設における「コンプライアンス経営」といった場合、どのようなことを意識して取り組んでいるかについて、「介護保険・指定基準の遵守」が最も多く 961 名（90.2%）、次に「利用者の人権・尊厳の尊重」が 838 名（78.6%）、「よりよい介護サービスの提供」が 814 名（76.4%）、「職員の知識の向上」が 694 名（65.1%）、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」が 628 名（58.9%）、「利用者の満足度の追求」が 623 名（58.4%）、「労務環境の向上」が 620 名（58.2%）、「安定的な経営」が 598 名（56.1%）、「地域社会への貢献」が 583 名（54.7%）、「職員の意見のくみ取り」が 557 名（52.3%）、「1 以外の法令遵守」が 514 名（48.2%）、「効率的な運営体制の確立」が 487 名（45.7%）、「不適切な介護サービス提供の会費」が 453 名（42.5%）、「納税義務の遂行」が 321 名（30.1%）、「環境への配慮」が 296 名（27.8%）、「取引先との契約の確実な履行」が 208 名（19.5%）、「雇用の創出」が 156 名（14.6%）、「文化・芸術等への支援活動」が 70 名（6.6%）、「慈善活動」が 64 名（6.0%）、「その他」が 15 名（1.4%）、「特に意識し、取り組んでいる事項はない」が 7 名（0.7%）と続いた。

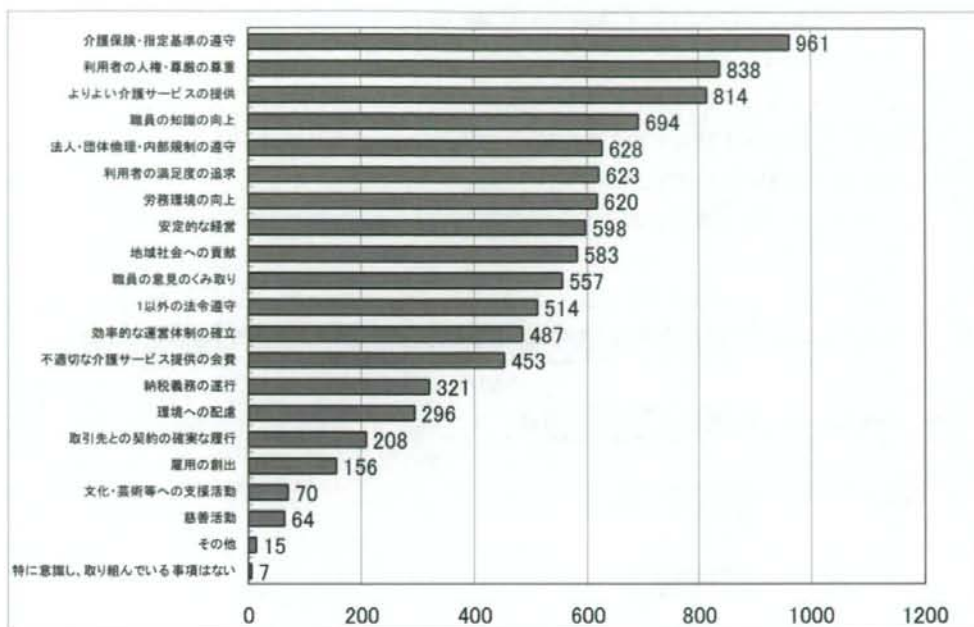


図 III-6. 施設における「コンプライアンス経営」

(2) 指定更新制の導入

指定更新制の導入について、指定更新の時期を把握していたかについて、「把握している」が最も多く 895 名 (84.0%)、「把握していない」が 126 名 (11.8%)、「わからない」が 38 名 (3.6%)、「その他」が 2 名 (0.2%)、「未回答」が 5 名 (0.5%) となっていた。

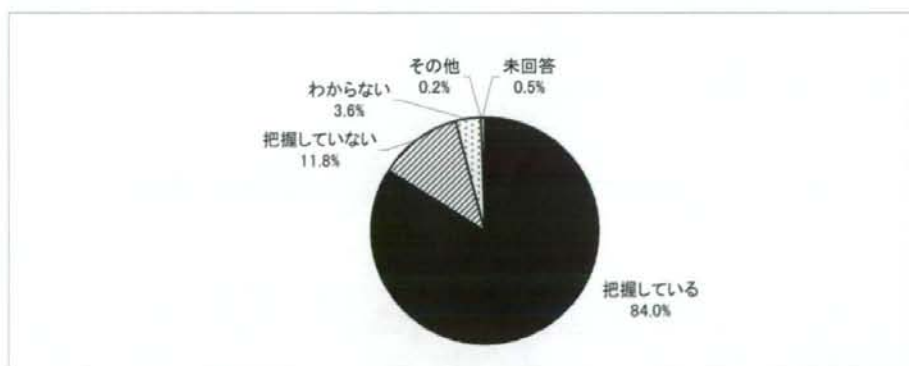


図 III-7. 指定更新制の導入時期について

(3) 「連座制」の導入による施設内の意識の変化

「連座制」が導入されたことにより、変化した施設内の意識については、「特に変化や影響はない」が最も多く659名(61.8%)、次に「法令遵守意識が高まった」205名(19.2%)、「施設内の管理体制が高まった」136名(12.8%)、「その他」10名(0.9%)、「わからない」122名(11.4%)であった。

「連座制」の導入による意識の変化は、あまり見られない傾向がうかがえた。

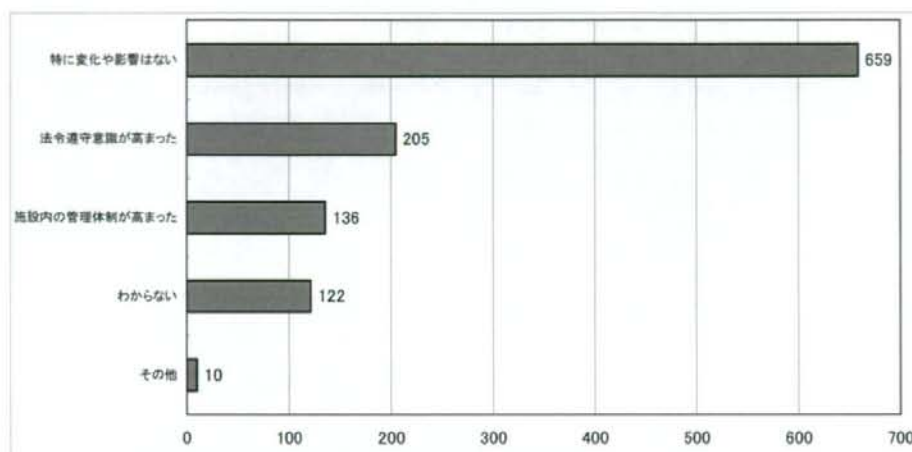


図 III-8. 「連座制」の導入による施設内の意識の変化

(4) 「介護サービス情報の公表制度」について

施設の公表情報の内容に関して、施設長として何を確認しているかについては、「基本情報確認」が最も多く860名(80.7%)、次に「調査情報確認」750名(70.4%)、「両方とも未確認」136名(12.8%)と続いた。

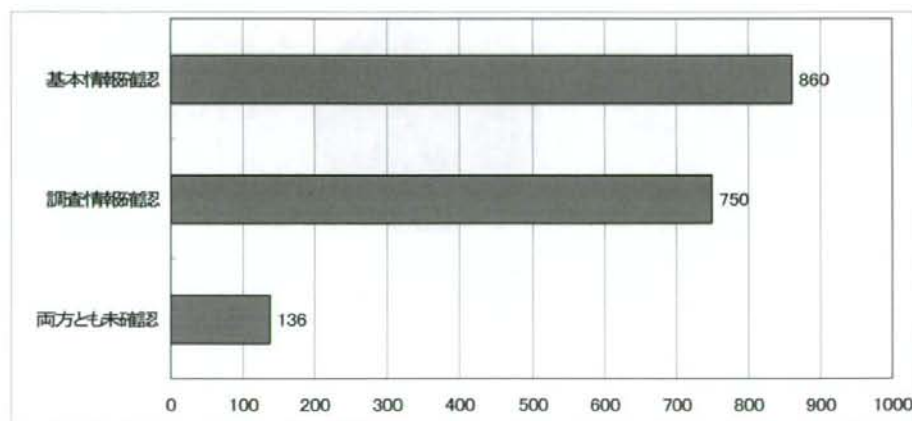


図 III-9. 「介護サービス情報の公表制度」について

(5) 「介護サービス情報の公表制度」の利用

「介護サービス情報の公表制度」の都道府県ホームページ等を使用して、他施設の情報を確認しているかについて、「ほとんど確認していない」が最も多く 634 名 (59.5%)、次に「時々確認している」が 382 名 (35.8%)、「いつも確認している」34 名 (3.2%)、「未回答」16 名 (1.5%) と続いた。あまり、ホームページ等を使用して、他施設の情報を確認していない傾向が見られた。

また、情報確認している施設長にとって他の施設の情報は施設のマネジメントに役立つかは、「大変役立つ」23 名 (5.3%) や「やや役立つ」183 名 (42.4%) といったように情報が役に立つと回答した割合と「あまり役に立たない」164 名 (38.0%)、「ほとんど役に立たない」30 名 (6.9%) といったあまり役に立っていないと回答した割合がほぼ半数になっていることがわかった。

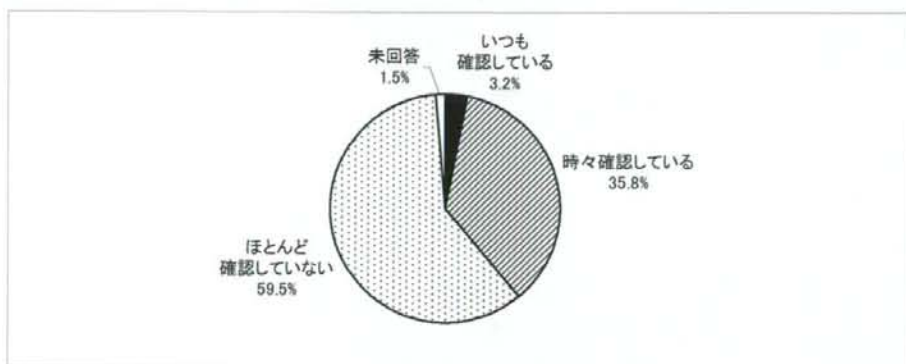


図 III-10. 「介護サービス情報の公表制度」の利用

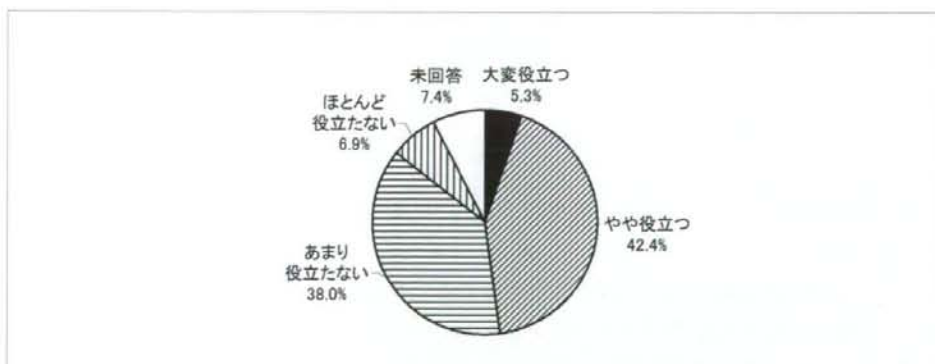


図 III-11. 「介護サービス情報の公表制度」の利用

(6) 「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上

「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上について、「やや役立つ」が最も多く 406 名 (38.1%)、次に「あまり役立たない」が 326 名 (30.6%)、「ほとんど役立たない」218 名 (20.5%)、「大変役立つ」80 名 (7.5%)、「未回答」36 名 (3.4%) と続いた。

これも、他の施設の情報が施設のコンプライアンスの向上に役に立つとあまり役に立っていないと回答した割合がほぼ半数になっていることがわかった。

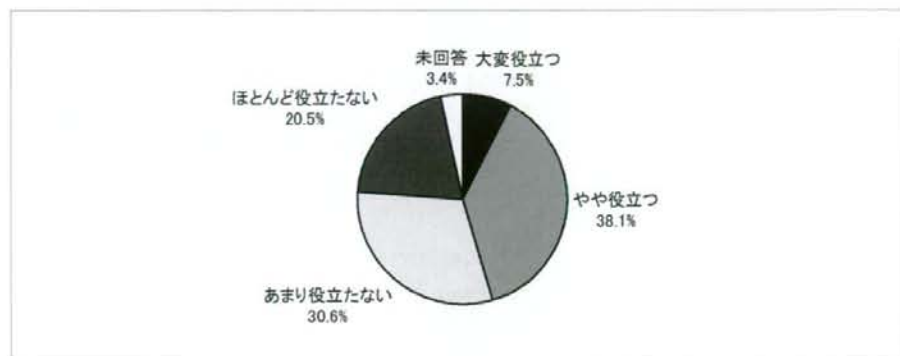


図 III-12. 「介護サービス情報の公表制度」と施設のコンプライアンスの向上

(7) 介護サービス分野における法令遵守

介護サービス分野における法令遵守を徹底させていくためには、どのような政策・方策が重要と思うかについて、1番重要なものとして挙げられたのは、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」が最も多く 326 名 (30.6%)、次に「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」147 名 (13.8%)、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」124 名 (11.6%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」112 名 (10.5%)、「第三者評価制度の活用を促す」95 名 (8.9%)、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」94 名 (8.8%)、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」42 名 (3.9%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」41 名 (3.8%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」33 名 (3.1%)、「その他」26 名 (2.4%)、「未回答」26 名 (2.4%) の順になっていた。

一方、2番目に重要として挙げられたものについては、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」が最も多く 214 名 (20.1%)、次に「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」178 名 (16.7%)、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」146 名 (13.7%)、「第三者評価制度の活用を促す」118 名 (11.1%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」94 名 (8.8%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」90 名 (8.4%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」84 名 (7.9%)、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」64 名 (6.0%)、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」41 名 (3.8%)、「未

回答」33名(3.1%)、「その他」4名(0.4%)と続いた。

また、3番目に重要として挙げられたものについては、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化をはかる」223名(20.9%)が最も多く、次に「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」129名(12.1%)、「行政により介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」121名(11.4%)、「第三者評価制度の活用を促す」119名(11.2%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」111名(10.4%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」96名(9.0%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」74名(6.9%)、「介護サービス情報公表制度の活用を促す」71名(6.7%)、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」61名(5.7%)、「未回答」50名(4.7%)、「その他」11名(1.0%)と続いた。

「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」といった内容については、重要であるという認識が高い反面、同業者間での、「介護サービス情報公表制度の活用」、「相互評価的な取り組みの促進」、「専門職間での相互評価的な取り組みの促進」といった内容については、未だ重要性が低い傾向が見られた。

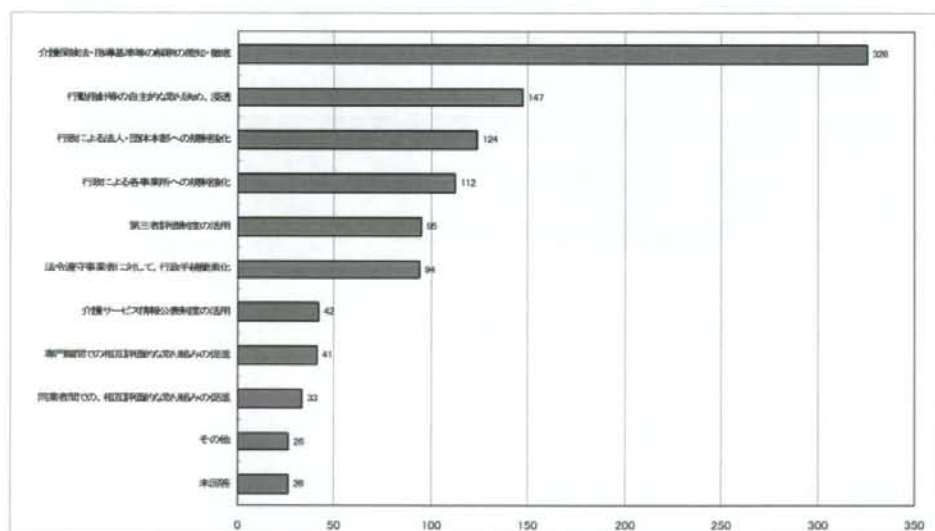


図 III-13. 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第1位)

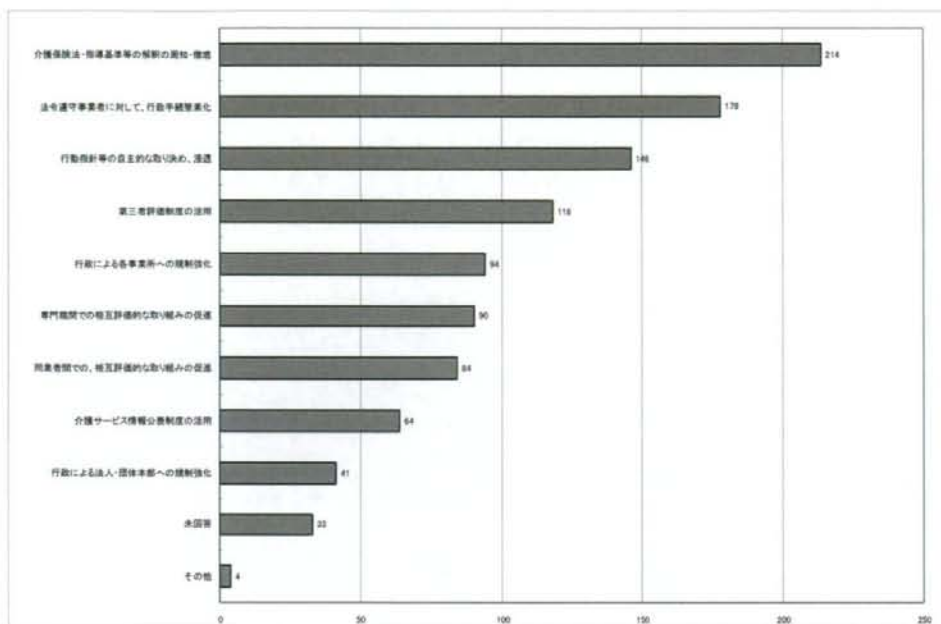


図 III-14. 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第2位)

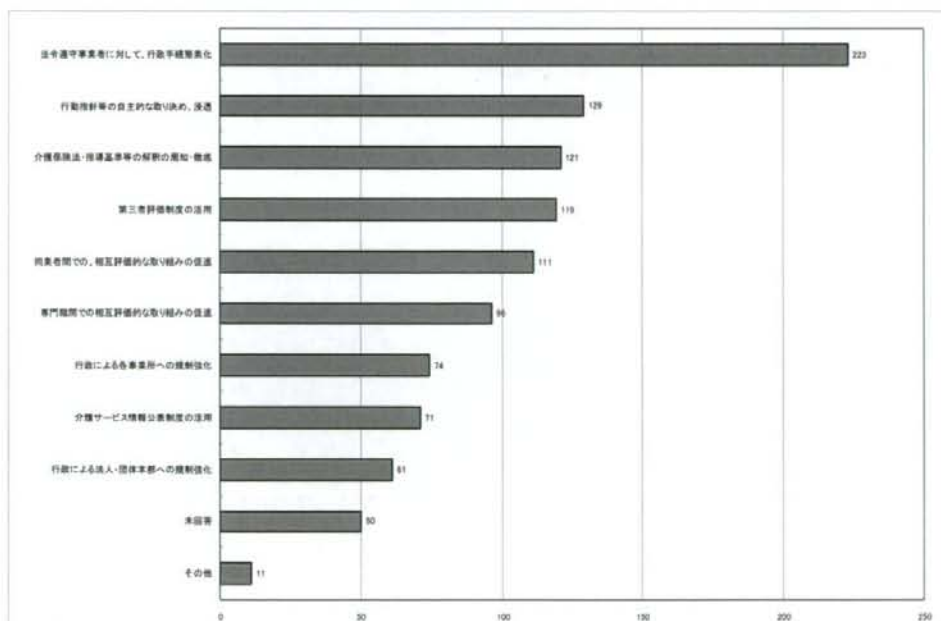


図 III-15. 介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第3位)

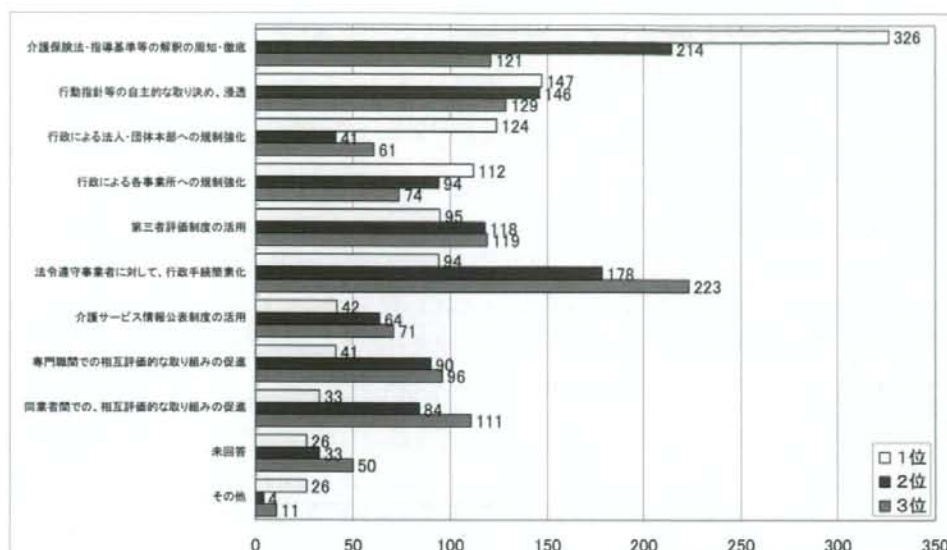


図 III-16. 介護サービス分野における法令遵守(全体)

(8) 介護サービス事業者の法令遵守の徹底

介護サービス事業者の法令遵守を徹底していくためには、施設としては、どのような方策が必要と考えるかについて、1番重要なものとして挙げられたのは、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」248名(23.3%)が最も多く、次に「法令遵守に関する責任者を明確にする」191名(17.9%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」170名(15.9%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」147名(13.8%)、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」127名(11.9%)、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」59名(5.5%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」55名(5.2%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」41名(3.8%)、「未回答」20名(1.9%)、「その他」7名(0.8%)の順になっていた。

一方、2番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く317名(29.7%)、次に「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」195名(18.3%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」126名(11.8%)、「法令遵守に関する責任者を明確にする」117名(11.0%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」106名(9.9%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」77名(7.2%)、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」61名(5.7%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」41名(3.8%)、「未回答」24名(2.3%)、「その他」2名(0.2%)の順になっていた。

また、3番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く179名(16.8%)、次に「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」168名(15.8%)、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気

気を作る」164名(15.4%)、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」155名(14.5%)、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」116名(10.9%)、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」93名(8.7%)、「法令遵守に関する責任者を明確にする」76名(7.1%)、「コンプライアンスに関する規定をつくる」73名(6.8%)、「未回答」39名(3.7%)、「その他」3名(0.3%)の順になっていた。

「経営・運営幹部のコンプライアンスの教育研修」、「コンプライアンスに関する規定の作成」、「法令遵守に関する責任者の明確化」という内容が介護サービス事業者の法令遵守の徹底に重要だと考えられている一方、「外部者による評価など、外部チェック体制の充実」、「不正の早期発見のための、内部チェック体制の整備」、「法人・団体・事業所間の情報伝達体制の整備」については、その重要性が低い傾向が見られた。

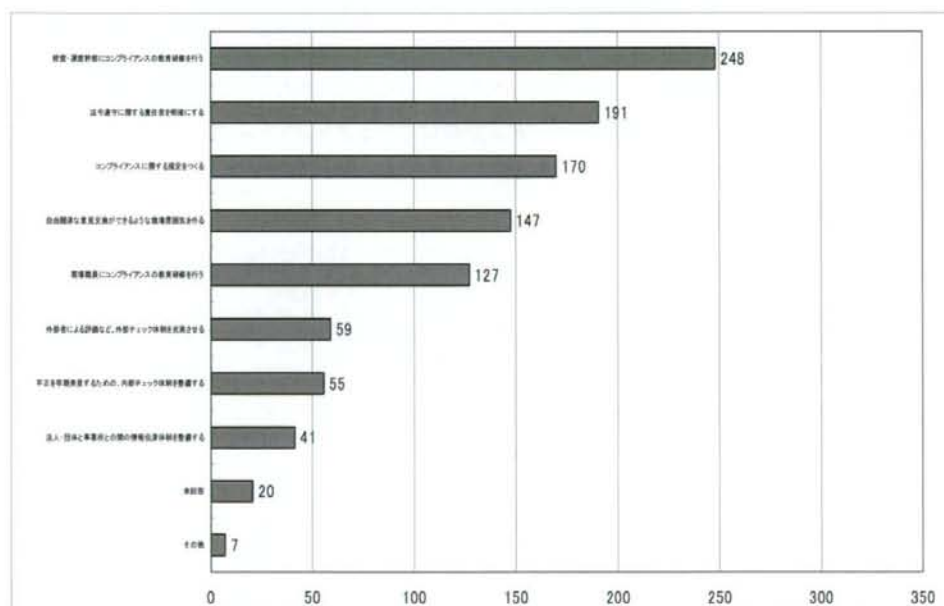


図 III-17. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第1位)

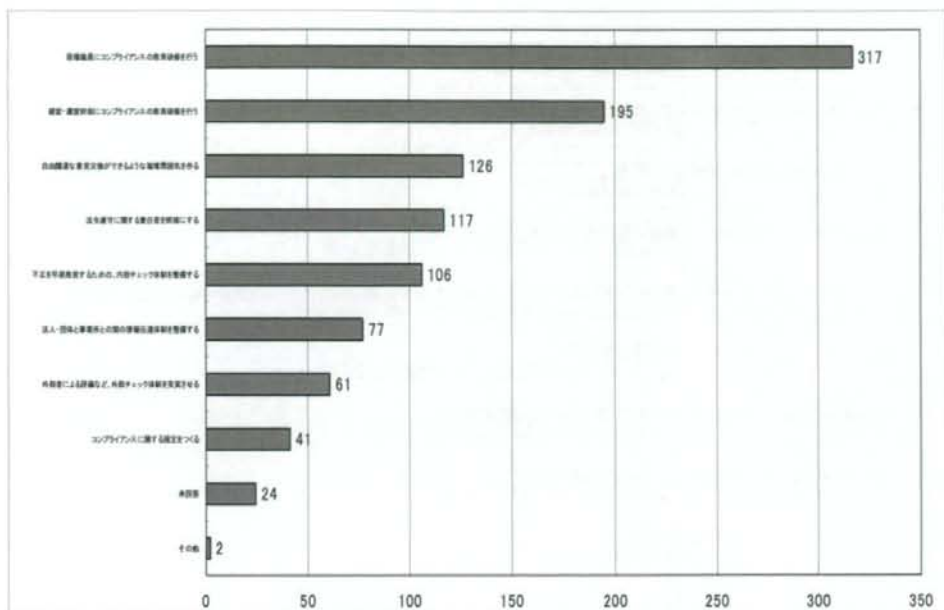


図 III-18. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第2位)

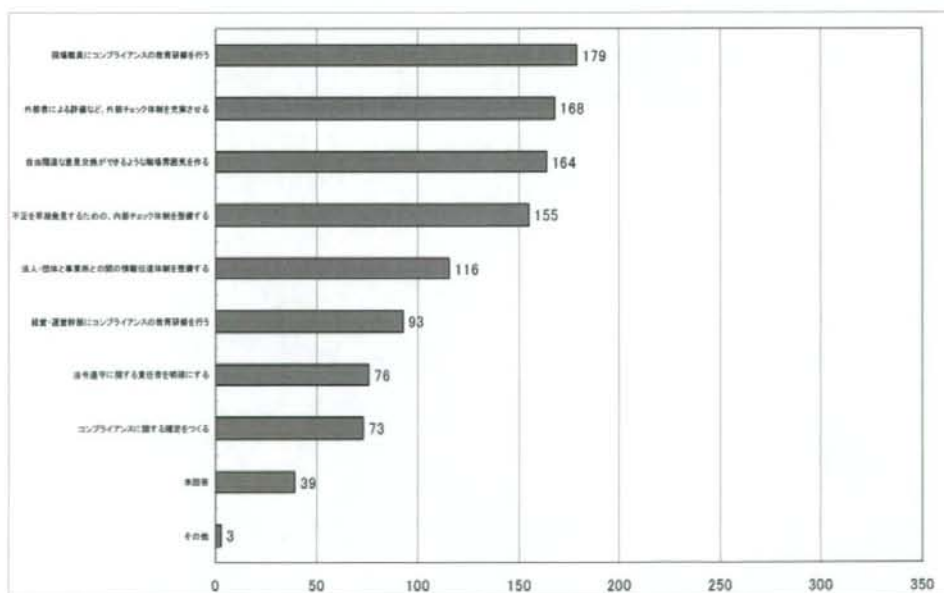


図 III-19. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第3位)

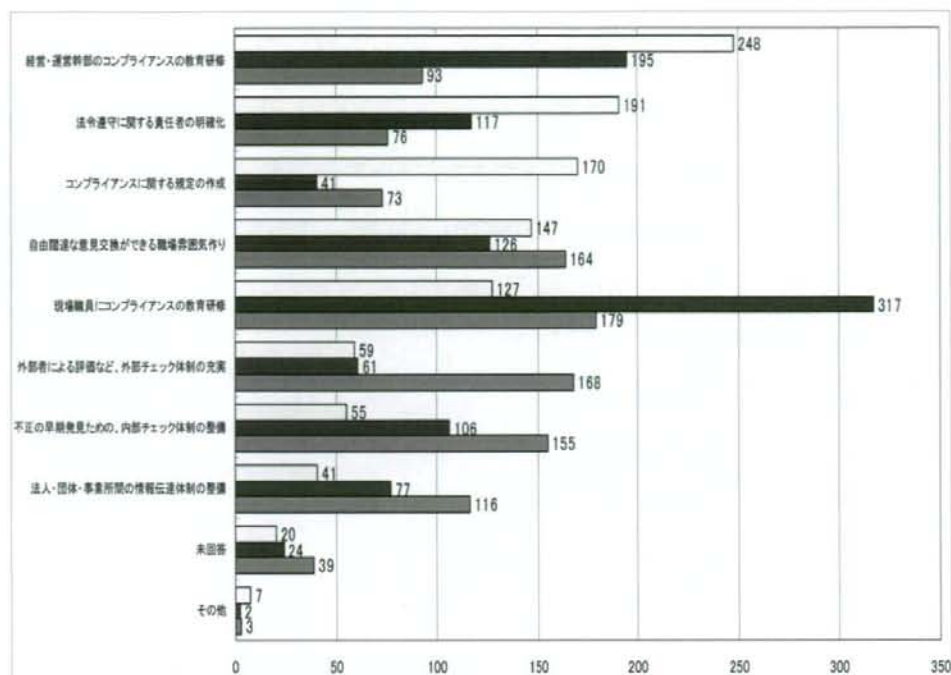


図 III-20. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(全体)

6. コンプライアンス経営の現状について

(1) 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

法人・団体の社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めているかについて、「定めている」が719名(67.4%)、「定めていない」が322名(30.2%)、「未回答」25名(2.3%)であり、約7割の施設が社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めていた。

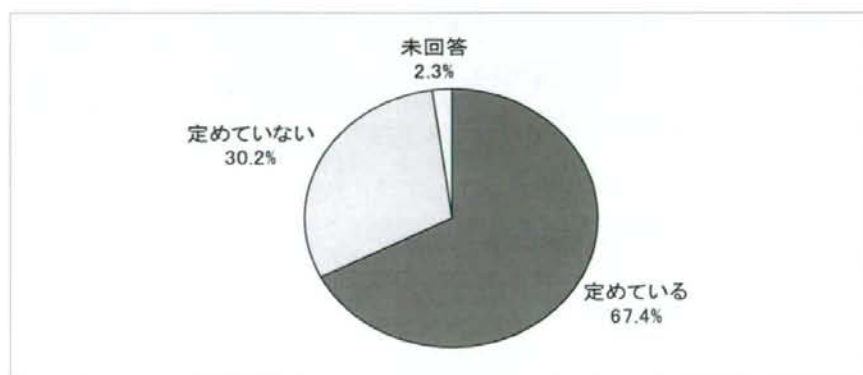


図 III-21. 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

(2) 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

法人・団体の社会的責任に関する各種規定について、介護保険法令、医療関連法令、および福祉関連法令以外で、施設長として、特に遵守を心がけているものは、どのような法規かについては、「労働法規」が最も多く 897 名 (84.1%)、次に「個人情報保護法」884 名 (82.9%)、「高齢者虐待防止法」802 名 (75.2%)、「環境に関する法規」212 名 (19.9%)、「日本国憲法」170 名 (15.9%)、「消費者基本法、消費者契約法」113 名 (10.6%)、「公益通報者保護法」86 名 (8.1%)、「刑法」74 名 (6.9%)、「3 以外の契約に関する民法法規」72 名 (6.8%)、「会社法」35 名 (3.3%)、「特にない」18 名 (1.7%)、「その他」7 名 (0.7%) の順になっていた。

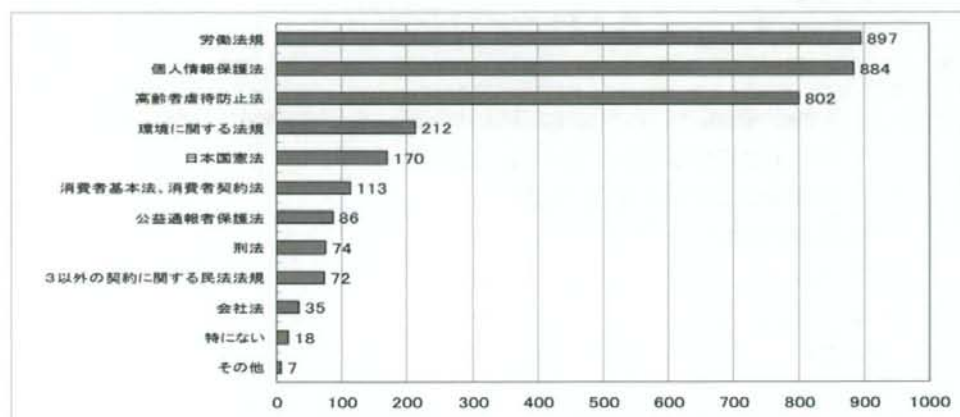


図 III-22. 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

(3) コンプライアンスの徹底について

コンプライアンス (法令、倫理綱領・行動指針等の遵守) を徹底させるために、どのようなことをおこなっているかについては、「管理者が随時、個別に訓辞等している」620 名 (58.2%) が最も多く、次に「管理者が訓辞している」502 名 (47.1%)、「定期的にコンプライアンスの研修実施」264 名 (24.8%)、「その他」60 名 (5.6%) の順になっていた。

また、「定期的にコンプライアンスの研修実施」の該当施設について、その実施回数は、年に「1回」が最も多く 114 名 (40.0%)、次に「2回」70 名 (24.6%)、「未回答」58 名 (20.4%)、「3回」18 名 (6.3%)、「6回」8 名 (2.8%)、「12回」7 名 (2.5%)、「4回」5 名 (1.8%)、「5回」4 名 (1.4%)、「10回」1 名 (0.4%) の順になっていた。

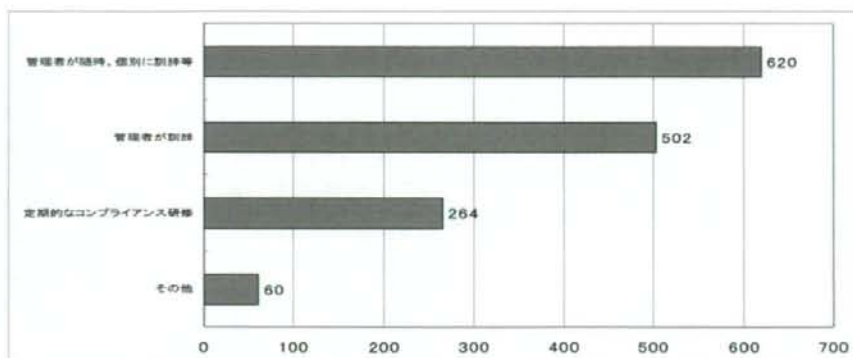


図 III-23. コンプライアンスの徹底

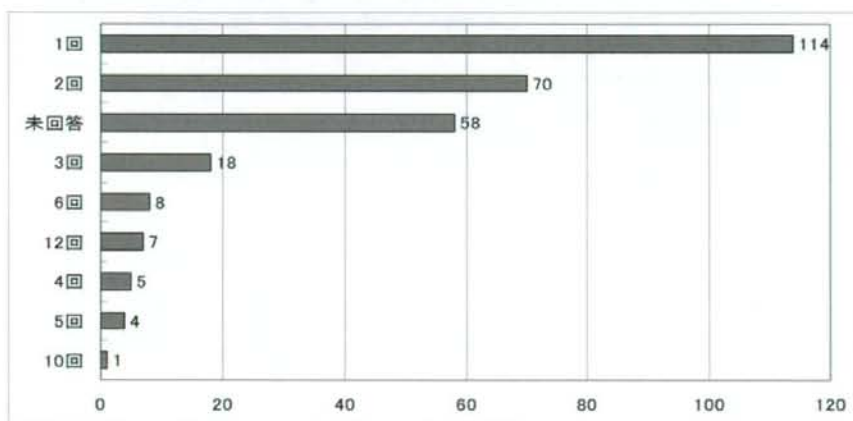


図 III-24. コンプライアンスの研修回数

(4) コンプライアンスの担当者

コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）のため、貴施設内に担当者をおいているかについては、「いいえ」723名（67.8%）、「はい」316名（29.6%）、「未回答」27名（2.5%）の順になっていた。

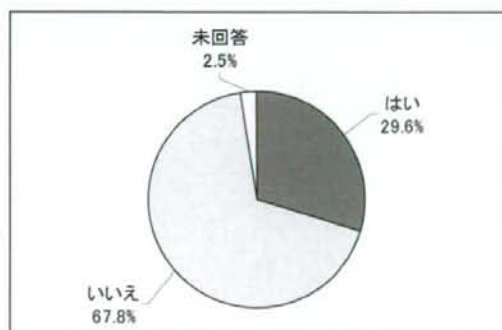


図 III-25. コンプライアンスの担当者について

(5) 職員の相談・報告体制や内部通報体制について

コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）違反の防止や発見のために、職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっているかについて、「つくっていない」が最も多く 687 名（64.4 %）、次に「相談・報告体制あり」256 名（24.0 %）、「内部通報体制あり」94 名（8.8 %）と続いた。職員の相談・報告体制や内部通報体制については、作っていない施設が 6 割を超えていた。

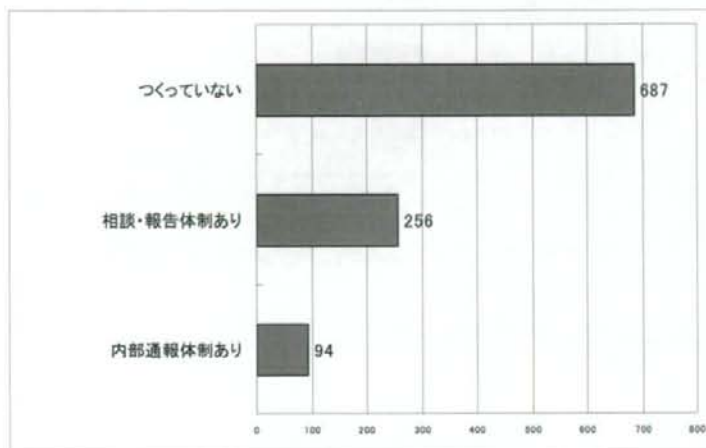


図 III-26. 職員の相談・報告体制や内部通報体制

(6) コンプライアンスの状況把握のための調査

施設におけるコンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）の状況を把握するための調査等を行っているかについては、「いいえ」が最も多く 698 名（66.6 %）、次に「はい」332 名（31.7 %）、「未回答」18 名（1.7 %）の順になっており、コンプライアンスの状況把握のための調査が行われていない割合の方が高いことがわかった。

また、コンプライアンスの状況把握のための調査を行っている施設では、「利用者・家族アンケート」が最も多く行われ 216 名（20.3%）であり、次に「職員からのヒアリング」200 名（18.8%）、「職員アンケート」131 名（12.3%）、「第3者によるヒアリング調査など」59 名（5.5%）、「その他」34 名（3.2%）の順でその内容把握がなされていた。

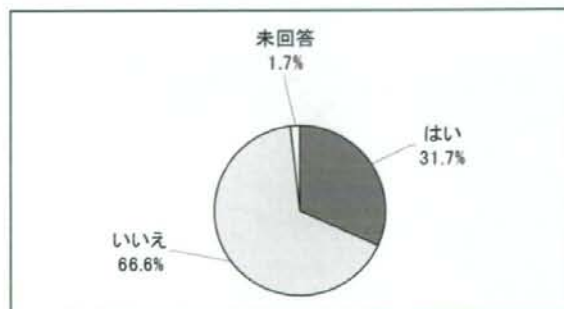


図 III-27. コンプライアンスの状況把握のための調査

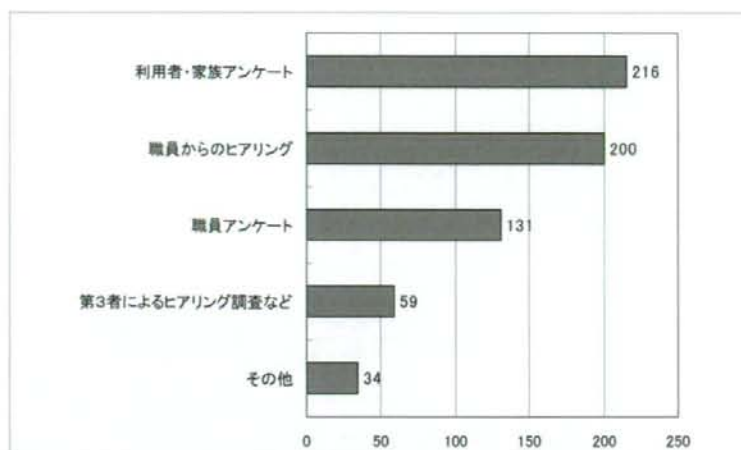


図 III-28. コンプライアンスの状況把握のための調査内容

7. 管理者としての業務について

(1) 各事業所の管理者対象の研修状況

管理者として、各事業所の管理者対象の研修を行っているかについては、「外部団体による研修に参加」が最も多く 634 名 (59.5%)、次に「自施設・同一法人内による研修」453 名 (42.5%)、「行っていない」163 名 (15.3%) の順であった。

また、「自施設・同一法人内による研修を行っている」に該当した施設で行われている研修は、「サービスの質の向上」が最も多く 347 名 (32.6%)、次に「セーフティ (リスク)・マネジメント」が 342 名 (32.1%)、「介護保険サービス」300 名 (28.1%)、「法令遵守」286 名 (26.8%)、「事業所運営」214 名 (20.1%)、「人事労務管理」150 名 (14.1%)、「財務 (ファイナンス)・会計」84 名 (7.9%)、「介護保険以外のサービス」75 名 (7.0%)、「その他」23 名 (2.2%) の順となっていた。

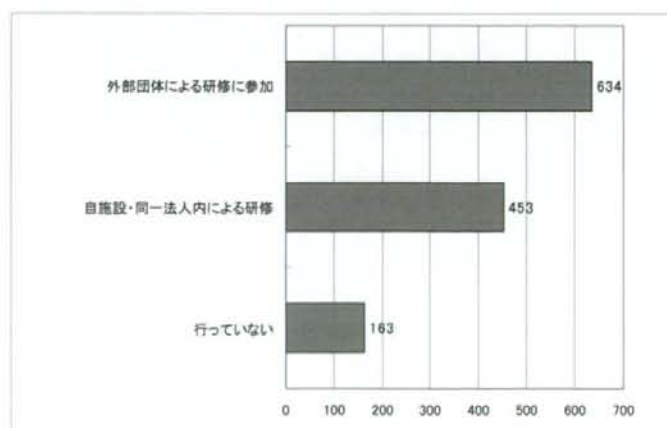


図 III-29. 各事業所の管理者対象の研修状況

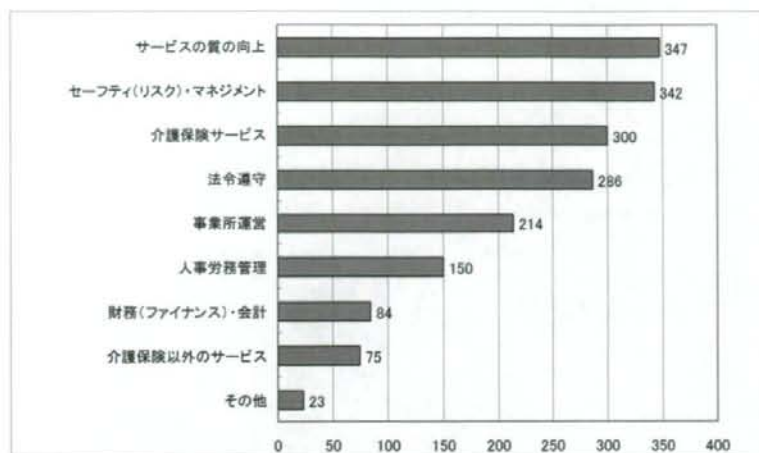


図 III-30. 各事業所の管理者対象の研修内容

(2) 各事業所の通所サービスの管理者

併設の通所リハビリテーションあるいは通所介護の管理者を老健施設長が兼務しているかについては、「兼務している」が最も多く 741 名 (69.5%)、次に「兼務しているが、別の責任者が実質的に管理している」が 185 名 (17.4%)、「兼務していない(別の管理者がいる)」94 名 (8.8%)、「併設していない」22 名 (2.1%)、「未回答」21 名 (2.0%)、「その他」3 名 (0.3%) と続いた。各事業所の通所サービスの管理者については、約 8 割以上が併設の通所リハビリテーションあるいは通所介護の管理者を老健施設長が兼務している状況であった。

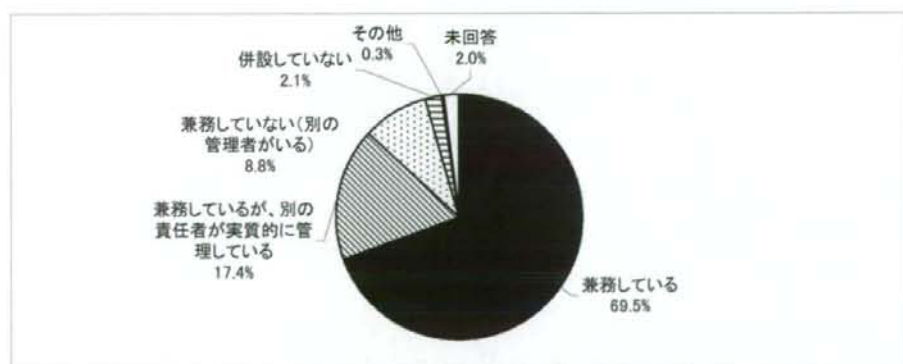


図 III-31. 各事業所の通所サービスの管理者

(3) 各事業所の通所サービスの管理者の要件

併設の通所リハビリテーションや通所介護の管理者の要件を定め、管理責任の一層の明確化を図るべきだという考え方については、「現状のままでよい」が最も多く 732名(68.7%)、次に「新たに要件を定めるべきである」が 146名(13.7%)、「わからない」137名(12.9%)、「未回答」43名(4.0%)、「その他」8名(0.8%)の順になっていた。

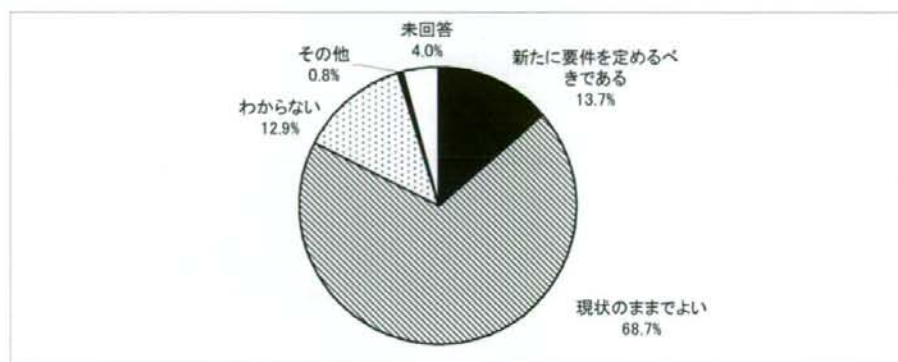


図 III-32. 各事業所の通所サービスの管理者の要件

(4) 各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制

各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制については、「どちらともいえない」が最も多く 389名(36.5%)、次に「ない」が 350名(32.8%)、「ある」262名(24.6%)、「未回答」65名(6.1%)の順になっていた。

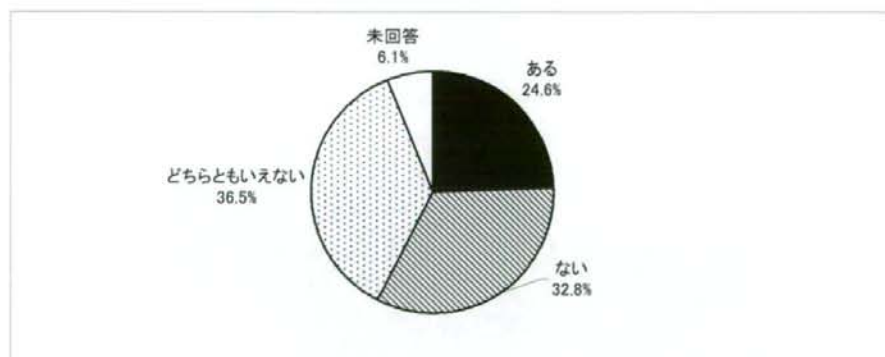


図 III-33. 各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制